

社団法人新潟県介護福祉士会 地域密着型サービス外部評価 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人新潟県介護福祉士会（以下、「本会」という。）が地域密着型サービス外部評価事業（以下、「外部評価」という。）を実施するうえでの倫理について必要な事項を定め、誠実かつ公正・中立な立場で外部評価を行うことを目的とする。

(使命及び責任)

第2条 本会は、福祉サービスの利用者又は家族（以下、「利用者等」という。）に対しては、最適な福祉サービス提供事業者（以下、「事業者」という。）を選択できるような情報を提供し、また、事業者に対しては、質の高いサービスを提供することができるよう、客観的な立場による外部評価を行うことにより、福祉サービス全体の質の向上を図ることを使命とする。

2 本会は、前項の使命の達成にふさわしい外部評価機関となるべく、常に必要な技術及び知識の習得など日々研鑽するものとする。

(公正)

第3条 本会は、外部評価の実施にあたり、事業者または利用者等に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公正な態度をもって外部評価を実施し、その信頼を保持しようとするものとする。

(人権の尊重)

第4条 本会は、外部評価の実施にあたり、利用者等に調査協力を強いることのないよう、利用者等の意志に十分配慮し、人権を尊重する。

2 本会が外部評価を実施するにあたり、本会以外の者に対して協力依頼または一部の業務委託をする場合には、受託者が利用者等に調査協力を強いることのないよう、利用者等の意志に十分配慮し、人権を尊重するように適切な指導を行う。

(窓口の設置)

第5条 本会は、外部評価に関する問い合わせや苦情等に対応する窓口を設け、事業者及び利用者等に周知する。

(評価契約の締結)

第6条 本会は、本会と事業者との間に外部評価の公正・中立を害するような利害関係を生じ、評価の実施に支障を来すおそれがあるときは、当該事業者と外部評価契約を締結しない。

(事業者との関係)

第7条 本会は、外部評価契約を締結している事業者との間において、外部評価の中立・公正を害するような一切の利害関係を生じないものとする。

(配慮義務)

第8条 本会は、外部評価の実施にあたり外部評価機関として認められる範囲を超えて、事業者に業務上の不必要な負担をかけたたり不利益をもたらすようなことはしない。

(守秘義務)

第9条 外部評価の実施にあたり従事者等及び本会から協力依頼や一部の業務委託を受けた者は、正当な理由なく、その業務上知り得たサービス利用者及びその家族並びにサービス事業者に関する情報を第三者に漏らしてはならない。また、この守秘義務は外部評価契約終了後も同様とする。

2 外部評価の実施にあたり収集する情報は必要な最小限の情報とし、外部評価以外の目的には決して使用してはならない。

3 外部評価の実施にあたり利用者等に記入を求めた資料等については、記入者が特定されないよう加工した上で、サービス事業者に報告するとともに、実際に使用し、回答の記入された個別の調査

票については、サービス事業者やその他の第三者に漏洩しないよう外部評価終了後に破棄するものとする。

- 4 外部評価の実施にあたり利用者等に関する個人情報に記載された書類については、原則として事業者への訪問調査を行う際に現地で閲覧により確認することとし、施設等の外に持ち出さないこととする。

(争議等の防止)

第10条 本会は、事業者との信頼関係を保持し、争議等がないように努め、争議等が生じたときは県に速やかに報告するとともに、早期解決にあたるものとする。

(運営推進会議との関係)

第11条 本会は、外部評価の実施にあたっては、外部評価の公正・中立を害しない限り、推進委員会の指示を遵守するものとし、県が評価の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。